

第  
4928  
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 2月24日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 計上基準が違う場合の消費税の取扱い

**Q**：消費税の税率が4月から変わりますが、3月末前後の取引で、売り先と買い先で収益・費用の計上基準が違う場合は、どのような取扱いをすればいいのでしょうか？

**A**：3月末までに行った課税資産の譲渡等については、旧消費税法の規定に基づいて仕入れ税額控除を行います。

### 【解説】

お尋ねは、たとえば、売り先が出荷基準で3月31日までに旧税率によって出荷したけれども、買い先が検収基準で仕入計上をしている場合はどうするかということだと思います。

こちらは5%で計上しているけど、相手方は8%で計上しているのか、そして、それがいいのであればその差額はどう処理するのかということだろうと思いますが、新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入等について適用されます。

したがって、施行日前（3月31日以前）に行った課税資産の譲渡等にかかるものにつきましては4月に受け入れたものであっても、旧消費税法の規定に基づいて仕入れ税額控除の計算を行うこととなりますので、5%で計上することになります。

売り先が5%であれば、買い先も5%になるということです。

